平成18年3月31日 教育委員会規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市体育施設条例(平成18年国東市条例第114号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の委任)

第2条 国東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、国東市体育施設(以下「体育施設」という。)の円滑な運用を図るため、管理を国東市教育長(以下「管理者」という。)に委任する。

(管理者の職務)

- 第3条 管理者は、体育施設の維持管理を行うため、次に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) 体育施設の維持及び清掃に関すること。
 - (2) 体育施設の管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要と認められる事項 (利用時間)
- 第4条 体育施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、夜間照明施設が設置されていない体育施設については、午前9時から日没までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を経て、利用時間を変更することができる。

(休場日)

第5条 体育施設の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、 管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を経て、これを変更 し、又は臨時に休場することができる。

(利用の許可の申請)

- 第6条 条例第6条第1項の規定により体育施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、体育施設利用許可申請書(様式第1号)を利用しようとする日の属する月の前月の初日から利用しようとする日の7日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。(利用許可書の交付)
- 第7条 教育委員会は、体育施設の利用を許可したときは、利用する施設に応じ、体育施設利用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(利用者の義務)

第8条 体育施設の利用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 管理者の指示に従うこと。
- (2) 危険物、汚物等を持ち込まないこと。
- (3) 利用後の後片付け及び清掃を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める利用者心得を守ること。

(利用の不許可)

- 第9条 条例第7条に規定するもののほか、次に掲げる者の利用は、許可しない。
 - (1) 感染症の患者
 - (2) 医師により健康について注意されている者
 - (3) 小学生以下の者で保護者が付き添っていないもの
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が不適当と認める者

(利用区分)

- 第10条 体育施設の利用を次のとおり一般利用と専用利用に区分する。
 - (1) 一般利用 専用利用以外の利用で市内で編成されたチーム又はその他の団 体で構成されたチームの利用をいう。
 - (2) 専用利用 市、教育委員会又は市体育協会が主催し、一定時間を専用しての 利用をいう。

(専用利用の優先)

第11条 体育施設の利用については、専用利用を優先するものとする。

(使用料の減免の申請)

- 第12条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育施設使用料減免承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、体育施設使用料減免決定通知書(様式第4 号)を交付する。

(使用料の環付の申請)

第13条 条例第13条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書(様式第5号)に体育施設利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者に係る読替え)

第14条 条例第16条に定める指定管理者が体育施設の管理に関する業務を行う場合は、第6条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条及び第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「国東市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号、様式第4号及び様式第5号中「国東市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。

(令2教委規則8・追加)

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。 (令2教委規則8・旧第14条繰下)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国東町民運動場施設管理規則(昭和53年国東町教育委員会規則第5号)、国東町ゲートボール場管理運営に関する規則(昭和56年国東町教育委員会規則第3号)、国東町民柔剣道場管理運営に関する規則(昭和57年国東町教育委員会規則第1号)、安岐町営グラウンド並びに体育施設設置及び管理に関する規則(昭和54年安岐町教育委員会規則第2号)又は安岐町総合運動施設管理規則(平成9年安岐町教育委員会規則第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年3月30日教委規則第8号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

体育施設 利用許可申請書

年 月 日

国東市教育委員会 様

国東市体育施設の利用について、次のとおり許可くださるよう申請します。

申請者(主催者)	氏 名(団体の場合	合は、その	名称及び	代表者の	氏名)			
	(代表者氏	名)							
4世界を表	氏 名								
利用責任者 (連絡先)	1生								
((2,14)4)	電話番号 携帯番号								
 利用目的	□ 練習)	
7,11,11,11,1	□ 大会	大会名()	
地 区		見	国 東	□ 武	蔵	□ 安 岐			
	□野球								
		競技場・多	多目的グラ					U)	
 利用	□体育				(□全 面		•	Ú)	
施設名		スコート			(口全 百			□④)	
	□ 柔剣	道場			(□全 面	ī □柔道場	员 □剣道場	景)	
)広場					
						I	照明	I	
利用年月日	目(曜日)		利用	時間		利用人数	思め	備考	
月	日()	時	分~	時	分	人	枚		
月	日()	時	分~	時	分	人	枚		
月	日()	時	分~	時	分	人	枚		
月	日()	時	分~	時	分	人	枚		
月	日()	時	分~	時	分	人	枚		
月	月()	時	分~	時	分	人	枚		
月	月()	時	分~	時	分	人	枚		
月	月()	時	分~	時	分	人	枚		
月	日()	時	分~	時	分	人	枚		
月	月()	時	分~	時	分	人	枚		
受付					登 録				

様式第2号(第7条関係)

体育施設利用許可書

第 号 年 月 日

様

国東市教育委員会

年 月 日付けで申請がありました体育施設の利用について次のとおり許可します。

利	用 用		的	
利	用	日	時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
				年月日 時 分まで
利	用	施	設	
利	用	人	数	人
使	月	∄	料	利 用 施 設 名 使 用 料 (※)
許	可	条	件	

備考 ※印の箇所は、記入の必要はありません。

様式第3号(第12条関係)

体育施設使用料減免承認申請書

年 月 日

国東市長 様

住所(団体名) 申請者 氏名(代表者) 電話

次のとおり、国東市体育施設条例第12条の規定により、使用料の減額・免除を申請します。

利	用	目	的						
4 II	利用日	-	時	年	月	月		時	分から
小川		П		年	月	目		時	分まで
利	用	施	設						
利	用	人	数						
		_	dol	規	定使用]料			減額・免除後の使用料
使	月	Ħ	料						
決	定	区	分	□許可する				□許可	しない
許	可鱼	F 月	日	年		月	日		

様式第4号(第12条関係)

体育施設使用料減免決定通知書

第 号 年 月 日

様

国東市長

年 月 日付けで申請がありました体育施設の使用料の減額・免除について、次のとおり減額・免除します。

利	用	目	的					
和	利 用 日		時	年	月	日	時	分から
4.0			H/1	年	月	日	時	分まで
利	用	施	設					
利	用	人	数					
/		п	dal	金		額		算 出 基 礎
使	F	Ħ	料					
減		免	余の			円		
差	引糸	内 付	額			円		
納	f	\	日	年	月	Ħ		

様式第5号(第13条関係)

体育施設使用料還付申請書

年 月 日

 \bigcirc

国東市長 様

住所(団体名) 申請者 氏名(代表者)

電話

次のとおり、体育施設の使用料の還付を申請します。

許	可	番	号	第 号
許	可 年	月	日	年 月 日
利や	用 を め た	取施	り設	
理			由	
既	納の(吏 用	料	円
還	付 申	請	額	円
還	付	金	額	円
備			考	

様式第1号(第6条関係) 様式第2号(第7条関係) 様式第3号(第12条関係) 様式第4号(第12条関係) 様式第5号(第13条関係)